

改正

平成23年12月26日条例第52号

深谷市スポーツ推進審議会条例

(設置)

**第1条** スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条の規定に基づき、深谷市スポーツ推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(任務)

**第2条** 審議会は、深谷市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じ、スポーツの推進に関する次に掲げる事項について調査審議し、これらの事項に関して教育委員会に建議する。

- (1) スポーツの施設及び設備の整備に関すること。
- (2) スポーツの指導者の養成及びその資質の向上に関すること。
- (3) スポーツの事業の実施及び奨励に関すること。
- (4) スポーツ団体の育成に関すること。
- (5) スポーツによる事故の防止に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、スポーツの推進に関すること。

(組織及び任期)

**第3条** 審議会は、15人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、非常勤とする。

(委嘱)

**第4条** 委員は、学識経験者、関係行政機関の職員のうちから教育委員会が、市長の意見を聴いて委嘱する。

- 2 前項の委員がその職を失ったときは、同時に委員の職を失う。

(会長等)

**第5条** 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。
- 3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委任)

**第6条** この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

**附 則**

この条例は、平成18年1月1日から施行する。

**附 則** (平成23年12月26日条例第52号)

この条例は、公布の日から施行する。